

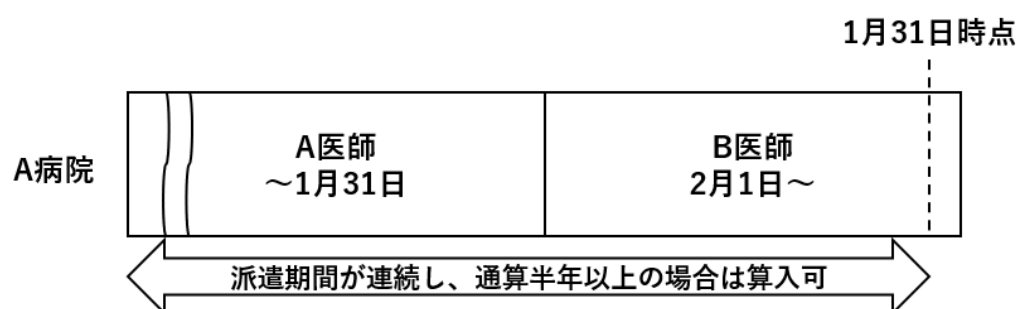
医師派遣調査票の作成要領

1. 派遣医師の定義

- (1) 常勤／非常勤の雇用形態によらず、派遣元（いわゆる「医局」を含む。）と派遣先との連携・調整により半年以上継続して派遣された医師であること。
- (2) 派遣元の在籍期間（初期臨床研修期間を除く）が3年以上の医師であること。
- (3) 病院の管理者（病院長等）としての派遣ではないこと。なお、副院長としての派遣される医師は含まれるが、理事長及び名誉院長としての派遣は含まない。
- (4) 令和8年3月31日時点で、派遣している医師を対象とする。

※ 派遣期間が半年未満の医師であっても、実態として半年以上の継続的な医師の派遣を行っている」とみなすことができる場合については対象となる

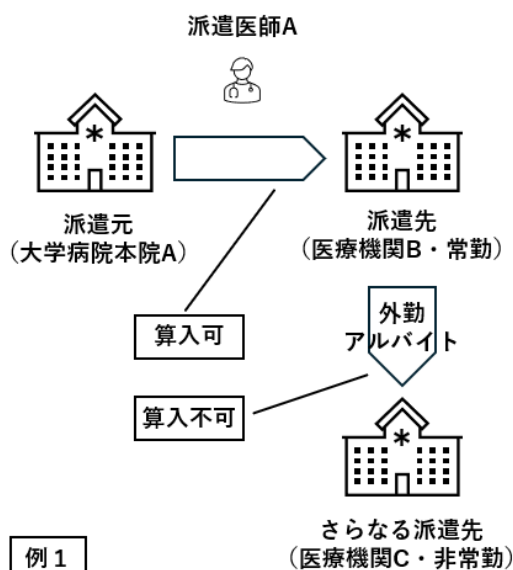
(例) 派遣先医療機関において派遣元から令和8年1月31日までA医師の派遣終了後、新たにB医師を2月1日から派遣している場合は、B医師の派遣期間が半年未満であっても対象となる（A医師とB医師の派遣期間を合計して半年以上であればよい）。なお、GWや年末年始のみの反復派遣は継続派遣に該当しない。



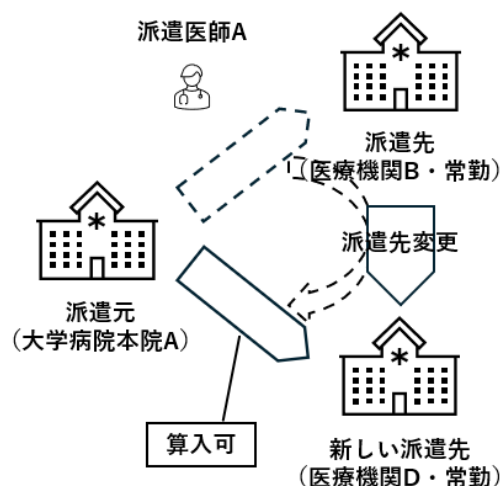
- ※ 派遣元の在籍期間に関してはいわゆる「医局」の構成員であることも含み、派遣医師が派遣元に在籍可能になるのは初期臨床研修を修了した医師であること。ここで言う医局の構成員とは、医局及び医師の双方が所属（入局）していると認識している者をいう。
- ※ 派遣元の在籍期間については、初期臨床研修期間を含めず、初期臨床研修修了後に当該特定機能病院（いわゆる「医局」を含む）に所属した期間が3年以上であるか否かで判断する。
- ※ 同一の医師を重複して派遣医師の人数に算入することはできない。派遣医師が派遣先からさらに別の医療機関に派遣されている場合は最初の派遣に限り算入する。

例えば、大学病院AからB病院へ派遣した医師が、B病院からC病院へ派遣されている場合（外勤、アルバイト等）は、大学病院からB病院への派遣のみを算入し、B病院からC病院への派遣は算入しない（例1）。

一方、B病院への派遣終了後にD病院へ派遣先が変更された場合は二重派遣には該当せず、基準日時点における派遣先への派遣として取り扱う（例2）。



大学病院 A から B 病院へ常勤で派遣した医師が、B 病院から C 病院へ派遣されている場合（外勤、アルバイト等）



大学病院 A から B 病院へ常勤で派遣した医師が、B 病院派遣終了後に D 病院に派遣先が変更された場合

- ※ 承認要件上の算入対象外ではあるが、派遣元の在籍期間が 3 年未満の派遣についても記入すること。
- ※ 調査票は医師 1 人につき 1 行で記入するものではなく、原則として、派遣元医療機関における所属及び派遣先医療機関ごとに、同一条件の医師数をまとめて記入すること。例えば、所属内で 3 年以上、3 年未満の医師が混在している場合は、2 行に分けて記入する。
- ※ 派遣先医療機関における勤務が院外での待機（いわゆるオンコール待機）の場合は記入しない。
- ※ 医科と歯科で別シートに記入すること。ただし、歯科は承認要件上の算入対象外であることは留意されたい。

2. 派遣先医療機関について

特定機能病院を運営する法人が開設する本院以外の医療機関（「分院」や「サテライト診療所」等）は原則として派遣先と見なさない。ただし、当該医療機関が医師少数区域、医師少数スポットに所在するものについては派遣先とみなし、算入することができる。

- ※ 医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）に関しては令和 8 年 4 月 1 日時点のものを参考にする。

（参考）二次医療圏－市区町村対応表（令和 5 年 12 月 31 日）

<https://data.e-gov.go.jp/data/uploads/resource/%E4%BA%8C%E6%AC%A1%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9C%8F.xlsx>

医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/001138084.pdf>

- ※ 承認要件上の算入対象外ではあるが、医師少数区域等に所在しない分院であっても記入すること
- ※ 承認要件上の算入対象は医療機関への派遣に限る。
- ※ 「特定機能病院調査票」の「派遣先医療機関区分B」については、以下のとおりとする。

01 国立（※大学病院を除く）

国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構のことです。

02 公立（※大学病院を除く）

都道府県、市町村、地方独立行政法人のことです。

03 公的

日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことです。

04 社会保険関係

健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。

05 医療法人

医療法第 39 条の規定にもとづく医療法人のことです。ただし、社会医療法人は含まれません。

06 その他の法人（※大学病院を除く）

公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人など 1～5 に該当しない法人のことです。

個人で開設している病院・診療所を含めます。

07 国立大学病院

08 公立大学病院

09 私立大学病院

3. 常勤医師／非常勤医師の定義

常勤医師とは、雇用契約上の定義にかかわらず、原則として派遣先医療機関で定めた標準的な医師の 1 週間の所定勤務時間の全てを勤務する医師であること。

非常勤医師とは、派遣先医療機関で定めた標準的な医師の 1 週間の所定勤務時間に満たない勤務を行う医師、もしくは当該医療機関で定めた医師の 1 週間の勤務時間が 32 時間未満の医師であること。

なお、非常勤医師の常勤換算については「4. 非常勤医師の常勤換算について」によるものとする。

4. 非常勤医師の常勤医師換算について

- (1) 派遣先医療機関の医師の1週間の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

常勤換算医師数は、非常勤医師の1週間当たりの勤務時間を、派遣先医療機関の標準的な医師の1週間の所定勤務時間で除して算出する。

ただし、派遣先医療機関の医師の1週間の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は換算する分母は32時間とする。なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと（例えば月1回のみの勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること）

※ 派遣先病院で定めた一般的な医師の1週間の所定労働時間を期日までに確認することが困難である場合に限り、当該所定労働時間を40時間と仮定して差し支えないこととする。

- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。なお、院外での待機（いわゆるオンコール待機）は当直に含まない。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64時間とする。

- (3) 常勤医師換算する場合の端数処理

すべての派遣先医療機関における非常勤医師の常勤医師換算数を合計し、その合計値の小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までとする。

(例) 1. 派遣先病院Aの常勤医師換算（週40時間勤務により常勤換算）

a 医師	週 4 時間	b 医師	週 6 時間
c 医師	週 15 時間	d 医師	週 20 時間

派遣先病院Aの常勤医師換算数

$= (a + b + c + d) / \text{派遣先病院の勤務時間} = 45 \text{ 時間} / 40 \text{ 時間} = 1.125$

2. 派遣先病院Bの常勤医師換算（週36時間勤務により常勤換算）

a 医師	週 4 時間	b 医師	週 6 時間
c 医師	週 15 時間	d 医師	週 20 時間

派遣先病院Bの常勤医師換算数

$= (a + b + c + d) / \text{派遣先病院の勤務時間} = 45 \text{ 時間} / 36 \text{ 時間} = 1.25$

3. 派遣先病院Cの常勤医師換算（週32時間勤務により常勤換算）

・
・
・

派遣先病院Aの常勤医師換算数+派遣先病院Bの・・・=10.75
派遣元の非常勤医師の常勤医師換算数は10.8人とする